

改正

令和4年4月1日要綱第47号

岩国市の男女共同参画のための情報紙編集委員会開催要綱

岩国市の男女共同参画のための情報紙編集委員会設置要綱（平成18年5月1日制定）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、本市が男女共同参画社会の実現を目指し、その啓発活動の推進に資することを目的として発行する情報紙（以下「情報紙」という。）の編集を行うため、岩国市の男女共同参画のための情報紙編集委員会（以下「委員会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

（情報紙の編集）

第2条 委員会において情報紙に関し編集する事項は、次のとおりとする。

- （1）紙面の企画に関する事項
- （2）取材に関する事項
- （3）原稿の作成に関する事項
- （4）紙面のデザインに関する事項
- （5）前各号に掲げるもののほか、情報紙の編集に関すること。

2 市長は、委員会に対し特定の主義又は主張に偏らないよう中立的な立場で情報紙を編集することを求めるものとする。

（委員会の構成）

第3条 委員会は、委員10人以内をもって構成する。

2 市長は、市内に在住し、又は勤務する者で公募により選出したもの及び本市の職員のうちから、委員会への参加を求めるものとする。

3 市長は、原則として同一の者に1年間継続して委員会への参加を求めるものとする。

（会議等）

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、年2回の情報紙の発行に合わせて、市長が開催する。

2 委員会の委員は、その互選により会議を進行する座長を定めることができる。

3 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、人権課男女共同参画室において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日要綱第47号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。